



熊谷市 記者クラブ取材情報

令和2年9月28日発表
担当課:市民部安心安全課

事業の名称等

「令和2年度 空き家所有者向けリモート相談会」を開催します

1. 日時

令和2年11月21日（土）午後1時00分～
11月22日（日）午後1時00分～

2. 場所

3. 事業概要

(目的)

不動産の処分や利活用、相続などに関する専門家との相談の場を提供することにより、空き家所有者及び管理者が抱えている悩みを解決することが目的です。

(内容)

専門家（司法書士、宅地建物取引士など）が、市内の空き家所有者及び管理者の空き家に関する相談に応じます。相談時間は1組30分以内、定員は8組（各日4組）です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、相談は無料のウェブ会議ツール（Webex）を利用したリモート形式により実施します。

(経緯・経過)

市内に空き家を所有する方が空き家に関する様々な問題を各専門家に総合的に相談ができる場を提供するため、「空き家所有者向け相談会」を昨年度、二日間（令和元年8月15日、16日）実施し、市内外49組の参加者が相談員と直接面談を行いました。

今年度も同様の事業を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年度と同様の開催は困難であるため、リモート形式による相談会を実施することとしました。

(影響・効果)

相談会を通じて、所有者自らが空き家の解決に動くことにより、市内に存する空家問題の解決に寄与すると思われまます。

また、リモートによる相談であることから、遠方にお住いの所有者も交通費等の負担なく、気軽に相談が可能になります。

(申込み他)

10月1日（木）から「熊谷市 電子申請・届出サービス」で受付ます。また、受付は先着順です。

相談者には、カメラ機能を有する、インターネットに接続されたパソコン・スマートフォンなどが必要になります。

4. 特徴やPRポイント

県内で同様の相談会を実施している自治体は複数あるが、リモートによる空き家相談会の実施は、県内初となる。

5. その他

(主催者)

(1)主催：熊谷市

(2)協力団体：埼玉弁護士会熊谷支部、埼玉司法書士会熊谷支部、埼玉建築士会大里支部、
埼玉土地家屋調査士会熊谷支部、（公社）埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部、
（公社）全日本不動産協会埼玉県本部県北支部

※ 資料の有無(有 ・ 無)

担当者 TEL 048-524-1111 内線332

連絡先 空家対策係 持田・長澤

空き家についてお困りのことや心配なことはありませんか？

令和2年

11 / 21 (土)

22 (日)



相談
無料!!

空き家を相続したけど
どうしよう？



誰もいない実家を
処分したいけど…

熊谷市 空き家所有者向け リモート相談会

——— 自宅にいながら、専門家と相談可能!! ———

Web会議ツール（Webex）を使用して相談会を実施します。
カメラ機能の付いたPC、スマートフォン等をご用意してください。

日時

令和2年11月21日（土）・22日（日）
両日とも午後1時から午後4時まで

申込

令和2年10月1日（木）から市ホームページ
（熊谷市電子申請・届出サービス）にて受付開始

定員

先着8組（各日4組）
【相談時間は30分】

問合せ

熊谷市安心安全課空家対策係 048-524-1111内線332

お申込み
QRコード

